

平成 22.5.31 初版  
平成 25.5.1 改訂 1  
平成 29.1.20 改訂 2  
令和 4.4.1 改訂 3  
令和 5.12.8 改訂 4

## 吉母管理場受入基準

### 1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第30条第2項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第27条で定める受入基準について記載したものである。

### 2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種類	受入れる廃棄物の例示	個別基準
産業廃棄物	燃え殻	<p>廃棄物焼却灰、石炭殻、 コークス灰、炉清掃排出物、 ボトムアッシュ、廃カーボン等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第1号、第2号及び第3号に該当する場合は、この限りでない。</li><li>熱灼減量15%以下のもの。</li><li>あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。</li></ul>
	汚泥	含水率85%以下に脱水したものの。
	廃プラスチック類	100cmを超えるものは100cm程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	100cmを超えるものは100cm程度以下に破断してあること。
	金属くず	30cmを超えるものは30cm程度以下に破断してあること。

	ガラスくず 及び陶磁器 くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破碎してあること。(ビン類は、中空でないように破碎したものに限る)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他のこれに類する不要物（コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等）	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード等建材類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿非含有のもの ※要証明</li> <li>・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。</li> <li>・紙類が付着していないもの。</li> </ul>

※産業廃棄物は、中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当する事業者が排出した産業廃棄物に限る（農業、漁業、製造業、建築・解体業等）

家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿非含有のもの ※要証明</li> <li>・石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。</li> <li>・30cm を超えるものは 30cm 程度以下。</li> <li>・紙類が付着していないもの。</li> </ul>
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に切断してあること。
	スプリングマットレス等	スプリングマットレス、スプリングの入ったソファー等	
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外、基本受入れる。	

3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・P C B 及びP C B汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1日 10本までの蛍光灯及び1日 5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1日 1kgまでのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・P C B 及びP C B使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・自動車	・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オートバイ</li> <li>・原動機付自転車</li> <li>・廃タイヤ</li> <li>・F R P 船</li> <li>・消火器</li> <li>・パソコン（モニターを含む）</li> <li>・トナーカートリッジ</li> </ul>	
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉱さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動ベッド</li> <li>・シニアカー</li> <li>・電子ピアノ</li> <li>・電子オルガン</li> <li>・ピアノ</li> <li>・オルガン</li> <li>・太陽熱温水器</li> <li>・温水器</li> <li>・ソーラーパネル</li> <li>・フロンガス含有品</li> <li>・農機具類</li> <li>・エアバッグ</li> <li>・グラスウール（断熱材等）</li> <li>・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。</li> </ul>
土・石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂</li> <li>・河川土砂</li> <li>・掘削土砂</li> <li>・自然石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45リットル袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。</li> <li>・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。</li> </ul>

#### 4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

#### 5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。